

051 訪問介護の職業

高齢者・障害者等の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助などの身体の世話、掃除・洗濯・調理・買い物などの日常生活の支援をする仕事及び訪問入浴車で高齢者・障害者等の居宅を訪問し、脱衣・身体洗浄・入浴・ふき取り・着衣などの入浴を介助する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

051-01 訪問介護員

051-02 訪問入浴介助員

051-01 訪問介護員

介護・支援の必要な高齢者・障害者等の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助などの身体上の世話、掃除・洗濯・調理・買い物などの日常生活上の支援を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、介護の必要な高齢者・障害者等の居宅を訪問し、入浴を介助する仕事に専ら従事するもの〔051-02 訪問入浴介助員〕を除く。

- 介護福祉士（訪問介護業務）、在宅介護員、在宅ケアワーカー、訪問介護サービス員、ホームヘルパー
- × 訪問看護師〔023-03〕、訪問介護サービス提供責任者〔049-08〕、福祉用具専門相談員〔049-10〕、訪問入浴介助員〔051-02〕、介護家政婦〔052-01〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)療養中の傷病者・障害者の居宅を訪問し、訪問看護指示書に基づいて、病状・障害の観察、食事・排せつなどの介助方法に関する助言、日常生活動作の訓練、認知症に関する助言、床ずれの予防・処置などを行う仕事に従事するもの〔023-03 訪問看護師〕
- (2)訪問介護計画書の作成、利用申し込みの調整、訪問介護員の業務管理、訪問介護員にする技術指導などの仕事に従事するもの〔049-08 訪問介護サービス提供責任者〕
- (3)福祉用具の選定相談・貸与・適合などの仕事に従事するもの〔049-10 福祉用具専門相談員〕
- (4)個人などの求めに応じて個人家庭において介護の必要な者の世話などをする仕事に従事するもの（家族への食事の提供・ペットの世話等介護保険外のサービスを含む）〔052-01 介護家政婦〕

051-02 訪問入浴介助員

訪問入浴車を運転又は訪問入浴車に同乗して、介護の必要な高齢者・障害者等の居宅を訪問し、脱衣・身体洗淨・入浴・ふき取り・着衣などの入浴介助、浴槽の運搬・設置・片付けなどの仕事に従事するものをいう。

- 在宅入浴介助員、訪問入浴オペレーター、訪問入浴サービス員、訪問入浴ヘルパー
- × 訪問看護師 [023-03]、介護助手 [050-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 看護師の免許を有し、訪問入浴車に同乗して介護の必要な高齢者の居宅を訪問し、利用者の健康状態の確認などを行う仕事に従事するもの [023-03 訪問看護師]
- (2) 介護保険施設、デイサービスセンターなどにおいて介護員の指示を受けて高齢者の入浴を補助する仕事に従事するもの [050-99 介護助手]